

気球の安全性確保に関するガイドライン 骨子案

第1章 背景・目的

ガイドライン策定の背景・目的を記載。

第2章 定義

ガイドラインで使用する各種用語を定義(定義のない用語は航空法令に準拠)。

第3章 気球の安全性

機体が満たすべき要件(飛行性能、強度等)、設計・製造に関する事項、気球製作者が定める運用制限等の遵守、機体の整備に関する事項などについて規定。

第4章 気球の操縦者

操縦者が満たすべき要件(年齢、知識・技能、飛行経験等)などについて規定。

第5章 気球の運航等

航空日誌の作成及び備え付け、各種装備品及び燃料の搭載、禁止行為(アルコール及び薬物、爆発物等の輸送等)などについて規定。

第6章 気球による事業等

気球運送事業者(気球による運送事業を行おうとする者)及び気球使用事業者(気球運送事業者を除く気球を使用して事業を行おうとする者)が予め定めておくべき事項及びその遵守、保険の加入などについて規定。

第7章 その他

航空法第百三十四条の三(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規定を遵守することなどを規定。